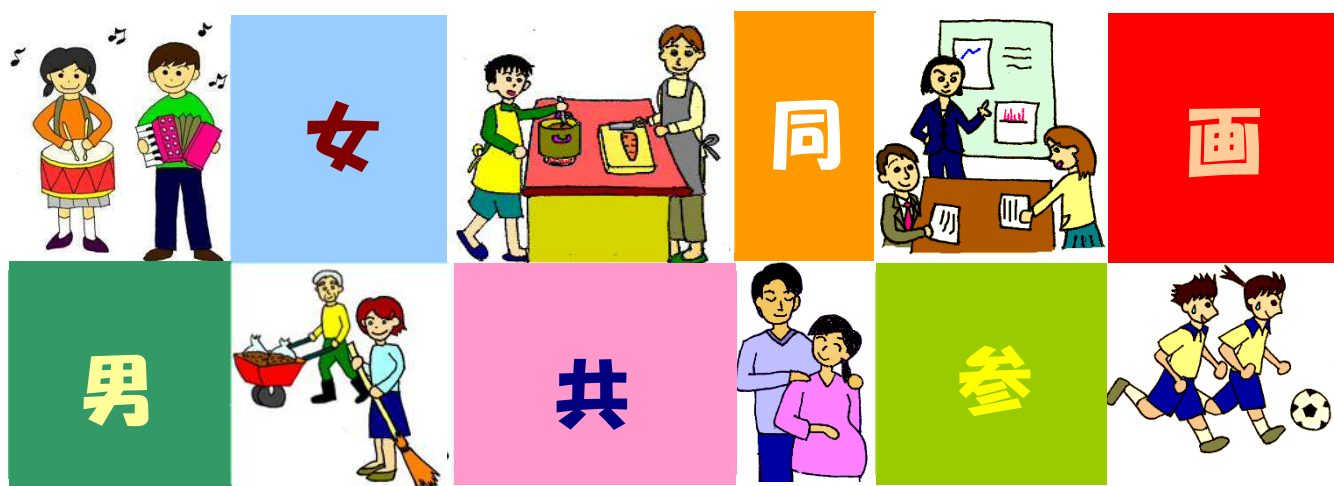


平成 30 年度 男女共同参画の取り組み

(平成 30 年度(2018 年度) 男女共同参画の推進に関する年次報告書)



令和元年 8 月



はじめに

市では、男女が性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現をめざして、平成17年7月に「越谷市男女共同参画推進条例」（推進条例）を施行し、市民・事業者の皆様と協働してさまざまな施策の推進に取り組んでいます。

平成23年3月には、「みとめ合い、ささえ合い、自分らしさを活かせる社会」をめざして、

- 1 男女共同参画社会を実現するための意識づくり
- 2 男女がいきいきと暮らせる環境の整備
- 3 あらゆる分野における男女共同参画の推進
- 4 配偶者等からの暴力の根絶

の4つの基本目標を掲げた「第3次越谷市男女共同参画計画」（計画）を策定しました。

本書は、推進条例に規定する年次報告書として、市が計画に基づいて平成30年度に実施した男女共同参画施策の実施状況や評価などについてまとめたものです。

本書を通じて多くの方に、男女共同参画について理解と関心を深めていただく一助となれば幸いです。

目 次

第 1 部 越谷市の男女共同参画施策の実施状況

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 第 3 次越谷市男女共同参画計画の概要 | 2 |
| | (1) 計画の構成 | 2 |
| | (2) 計画の体系 | 2 |
| 2 | 施策の取組状況 | 3 |
| | 施策の方針 1 男女共同参画意識の高揚 | 3 |
| | 施策の方針 2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進 | 3 |
| | 施策の方針 3 生涯を通じた心身の健康づくり | 4 |
| | 施策の方針 4 仕事・家庭・地域などさまざまな活動の両立支援 | 4 |
| | 施策の方針 5 政策・方針の決定過程における男女共同参画の推進 | 5 |
| | 施策の方針 6 就労における男女共同参画の推進 | 5 |
| | 施策の方針 7 配偶者等からの暴力の被害者の保護・支援 | 6 |
| 3 | 個別事業の実施状況 | 7 |
| 4 | 計画の推進状況 | 8 |
| | (1) 「施策の方針」ごとの評価 | 8 |
| | (2) 計画の進捗状況 | 9 |
| ◆ | 個別事業の実施状況 | 10 |

第 2 部 越谷市における男女共同参画の現状

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 「施策の方針 1 男女共同参画意識の高揚」関連 | 74 |
| | (1) 性別による固定的な役割分担意識 | 74 |
| | (2) 男女の地位の平等感 | 74 |
| | (3) 「越谷市男女共同参画推進条例」等の認知度 | 75 |
| 2 | 「施策の方針 2 男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」関連 | 75 |
| | (1) 教育・しつけで大切だと思うこと | 75 |
| 3 | 「施策の方針 3 生涯を通じた心身の健康づくり」関連 | 76 |
| | (1) 男女共同参画支援センター「ほっと越谷」、女性・DV相談支援センターの相談件数 | 76 |
| | (2) 相談内容の内訳 | 76 |
| 4 | 「施策の方針 4 仕事・家庭・地域などさまざまな活動の両立支援」関連 | 77 |
| | (1) 保育所・学童保育室の入所児童数 | 77 |
| | (2) 介護保険要介護認定者数 | 77 |
| | (3) 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実の割合 | 78 |

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 5 | 「施策の方針5 政策・方針の決定過程における男女共同参画の推進」関連…… | 79 |
| | (1) 市議会における女性議員の割合 …………… | 79 |
| | (2) 市の行政職の職員、管理職職員における女性の割合 …………… | 79 |
| | (3) 市の審議会等における女性委員の割合 …………… | 80 |
| | (4) 自治会長とPTA会長の女性の割合 …………… | 80 |
| 6 | 「施策の方針6 就労における男女共同参画の推進」関連 …………… | 81 |
| | (1) 結婚・出産後の女性の働き方への考え方 …………… | 81 |
| | (2) 主な産業における男女別従業者数 …………… | 81 |
| 7 | 「施策の方針7 配偶者等からの暴力の被害者の保護・支援」関連 …………… | 82 |
| | (1) 市のDV（配偶者等からの暴力）の相談件数 …………… | 82 |
| | (2) 一時保護の件数 …………… | 82 |
| | (3) 身体的暴力を受けた人の割合 …………… | 82 |

資料

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 本市の男女共同参画の推進体制 …………… | 84 |
| 2 | 本市の審議会等における女性の登用状況 …………… | 85 |
| 3 | 越谷市男女共同参画推進条例 …………… | 86 |